

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

< 日付 > : 令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）守山ハズイタウン AB 街区 守山市金森町字大苗 472 番 ほか 35 筆

2 変更しようとする事項 次のとおり

(1) 変更前

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項のうち、(2) 開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定し、各予測対象交差点の交通量予測を実施した結果、交差点需要率は、最大0.746（休日のNo.3守山高校北交差点（以下「No.3交差点」という。）の流入断面④左折直進右折車線）と予測された。No.3交差点を除く交差点および平日のNo.3交差点では、需要率は、交通を円滑に処理可能とされる0.9を大きく下回り、交通容量比が1を上回る車線もないため、開店後の来店および退店車両の増加を考慮しても交通流をさばくことは、基本的に可能と考えられる。それに対して、No.3交差点の開店後休日においては、交通容量比が断面④左折直進右折レーンで1を上回り、渋滞が発生すると予測される。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項のうち、(3) 開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法のうち、(1) 駐車場への案内経路、(2) 経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3) その他設置者が行う交通対策等の一部 来退店について市民ホール通りに交通が集中するという想定の結果に基づけば、No.3交差点で渋滞の発生が懸念されるものの、開店後、来店客が経験を重ねていけば、来退店交通は適当な比率で分散し、周辺道路に著しい渋滞等が発生することのないように収まっていくことは期待できる。

(2) 変更後

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項のうち、(2) 開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日と同じとする条件で交通量予測を実施した結果、当初届出の交通予測結果に比べて各交差点の需要率および交通容量比は増加したが、需要率が0.9を上回る交差点はない。交通容量比は、平日においてNo.3交差点の断面④左折直進右折レーンで1を上回り1.071となったが、同レーンの休日の値1.123に比べて低い値であった。したがって、渋滞等の対策は、主に休日の予測結果に基づいて検討した。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項のうち、(3) 開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法のうち、(1) 駐車場への案内経路、(2) 経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3) その他設置者が行う交通対策等の一部 実効性のある具体的な渋滞対策として、信号現示の変更案を記載したほか、建物設置者が行う配慮として、来退店車両の案内経路を見直し、誘導員の配置、店頭での退店経路案内図の配布、場内の路面標示、案内看板の設置等についても資料に具体的に記載する。また、各出入口における出入庫方向を図面に示し、これらの配慮により来退店交通が無理のない範囲でNo.3交差点を避けた経路を取った場合の交通予測結果を交通予測資料に記載した。これらにより適切に渋滞対策を実施していく。

3 変更の理由

- (1) 平日の来店交通量の設定を見直し、再度交通量予測を行ったため。
- (2) No.3交差点における交通負荷を軽減するため、その他交通安全の配慮から、実効性のある具体的な交通対策を検討したため。

4 届出年月日 令和6年11月22日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

- (2) 縦覧期間 令和6年12月3日から令和7年4月3日まで